

倉吉市不妊治療費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第1条第3項の規定に基づき、規則の他の規定にかかわらず、倉吉市不妊治療費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 助成金は、不妊治療のうち体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）に要する経費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、子どもを望む夫婦が安心して子どもを産み育てることができるよう支援を行うことを目的とする。

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「助成対象者」という。）とする。

- (1) 夫婦（事実婚によるものを含む。以下同じ。）であること。
- (2) 助成金の交付を申請するときにおいて夫若しくは妻のいずれか一方又は両方が倉吉市に住所を有していること。
- (3) 各医療保険の被保険者又は被保険者の被扶養者であること。
- (4) 鳥取県不妊治療費助成金交付要綱に定める助成金交付を受けていること。
- (5) 市税等の滞納がないこと。

(助成金の交付)

第4条 市は、第2条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる特定不妊治療を行う助成対象者に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

- 2 助成金の額は、別表の第2欄に掲げる額とし、同一の夫婦につき同表の第3欄に掲げる額を限度とする。
- 3 助成金の交付は、同一の夫婦につき別表の第4欄に掲げる期間を限度とする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて特定不妊治療が終了した年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、助成金の交付を口座への振込みによることができない理由がある場合は、第4号に掲げる書類を除く。

- (1) 鳥取県特定不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書の写し
 - (2) 夫及び妻の医療保険証の写し
 - (3) 医療機関が発行した不妊治療に係る領収書の写し
 - (4) 助成金の交付を受けようとする振込口座についての通帳の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、毎年度の2月1日から3月31日までの間に特定不妊治療が終了した場合には、当該特定不妊治療が終了した年度の翌年度の6月30日まで交付申請をすることができる。
 - 3 前項の規定による申請に係る助成金の交付年度は、特定不妊治療が終了した年度の翌年度とする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、交付申請を受けた場合において、提出された書類を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に助成金の交付の決

定（以下「交付決定」という。）及び助成金の額の確定を行い、倉吉市不妊治療費助成金交付決定及び交付額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の支払）

第7条 市長は、交付決定を受けた者に速やかに助成金を支払う。

（交付決定の取消等）

第8条 市長は、第6条の規定による助成金の額の確定にかかわらず、交付決定を受けた後、当該助成金に係る助成の対象となった特定不妊治療と同一の治療につき県要綱による助成を受けたとき又は受けることができたことが判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消し、又は決定内容等を変更したときは、交付決定を受けた者に対し、その旨を通知するものとする。

（助成金の返還）

第9条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について助成金を既に支払っているときは、期限を定めて、その部分の助成金の返還を求めものとする。

2 前項の規定によるもののほか、市長は、助成金の交付の決定を受けた者又は助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、及び交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（1） 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

（2） 助成金の交付の条件に違反したとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 倉吉市不妊治療費助成金交付規則を廃止する規則（令和4年倉吉市規則第18号）による廃止前の倉吉市不妊治療費助成金交付規則（平成30年倉吉市規則第14号）の規定による様式によりなされた申請その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、令和4年度以後の各年度の当初において助成金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

4 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた助成金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

5 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に終了する特定不妊治療について適用する。

別表（第4条関係）

1 特定不妊治療	2 助成金の額	3 助成金の限度額	4 助成の期間
<p>厚生労働大臣が別に定める施設基準を満たす保険医療機関において実施される県要綱別表1-1の第2欄に掲げる特定不妊治療</p>	<p>特定不妊治療に要した本人負担額（入院費、食事代、凍結された精子、卵子、受精胚の管理料その他の当該特定不妊治療に直接関係のない費用を除き、及び当該特定不妊治療において県要綱による助成を受ける場合にあっては、当該助成による額を控除した額）</p>	<p>年額10万円。ただし、先進医療実施医療機関として厚生労働大臣等に届出又は承認がされている医療機関において、保険診療による生殖補助医療として実施される特定不妊治療と組み合わせて実施される先進医療に限ってこれを受ける場合にあっては、1回の治療につき5万円を限度とし、年額10万円</p>	<p>通算して5年度</p>

特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

市町村長 様

標記助成金について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。
 なお、交付決定後は、交付決定額を請求します。

記

申請者兼請求者	ふりがな		性別	男・女
	氏名	印(*1)	生年月日 (和暦)	年 月 日 () 歳*
	現住所	〒	電話	
配偶者	ふりがな		性別	男・女
	氏名		生年月日 (和暦)	年 月 日 () 歳*
	現住所	〒 <small>※申請者と異なる場合に記入</small>	電話	
助成金が交付決定された場合は、下記の振込先口座へ振り込んでください。				
振込先	ふりがな		預金種別	普通・当座
	口座名義人 <small>(※申請者名義)</small>	印(*1)		
	金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店 出張所	口座番号
申請内容	特定不妊治療		治療内容	該当に☑ ☐保険と併用される先進医療 ☐自費診療
算定基準額	金	円		【治療区分】※該当区分に○ A・B・C・D・E・F
県交付決定額	金	円		
その他助成金	金	円		
交付申請額	金	円		
過去の助成実績	あり ⇒	() 回		
	なし	その他 : 鳥取県から () 回		
交付審査上の承諾欄 <small>(該当箇所)に☑してください)</small>	(全市町村該当) <input type="checkbox"/> 私(申請者)及び配偶者の住所等を住民基本台帳で確認することについて承諾します。 (倉吉市、三朝町、北栄町、日吉津村、大山町、日野町該当) <input type="checkbox"/> 私(申請者)及び配偶者の税等の納付状況について確認することについて承諾します。 (智頭町該当) <input type="checkbox"/> 私(申請者)及び世帯員の税等の納付状況について確認することについて承諾します。			

(*1) 鳥取市、岩美町、湯梨浜町、三朝町、米子市、境港市、大山町、南部町、日吉津村、伯耆町、日南町、日野町にお住まいの方は自署の場合押印省略可。

市町村記入欄	交付決定年月日 (請求年月日)	年 月 日	交付決定額	円
--------	--------------------	-------	-------	---

年 月 日

様

倉吉市長

印

倉吉市不妊治療費助成金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のありました倉吉市不妊治療費助成金（以下「助成金」といいます。）については、倉吉市不妊治療費助成金要綱（令和4年 月 日倉吉市健康福祉部長決裁）第6条の規定に基づき、次のとおり助成金を交付することに決定し、及びその額を確定したので、同規定により通知します。

記

1 交付決定の内容

倉吉市不妊治療費助成金

2 交付決定額等

助成金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付の条件

この決定を受けた後、当該助成金に係る助成の対象となった特定不妊治療と同一の治療につき県要綱による助成を受けたとき又は受けることができたことが判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

4 交付確定額

助成金の確定額は、交付決定額のとおりとする。